

大河原町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年条例第 7 号）第 4 条の規定に基づき、大河原町の令和 5 年度における人事行政の運営の状況及び公平委員会の業務の状況に係る宮城県人事委員会からの報告について、次のとおり公表する。

令和 7 年 3 月 2 4 日

大河原町長 齋 清 志

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の採用試験の実施状況（令和5年度、採用者数は令和6年4月1日）

区分	応募者数	採用者数
上級行政	20	4
上級保健師	5	2
上級管理栄養士	14	2
中級保育士	2	1
初級行政	10	1
社会人経験者土木	2	0
計	53	10

(2) 退職者数（令和5年度）

事由	人数
定年退職	0
勸奨退職	2
普通退職	3
死亡退職	0
その他	5
計	10

(3) 職員数

区分	条例定数	職員数
町長部局	170 人	170 人
議会事務局	3 人	3 人
選挙管理委員会事務局	1 人	1 人
監査委員事務局	1 人	1 人
教育委員会事務局	30 人	27 人
農業委員会事務局	2 人	2 人
上下水道事業所	15 人	13 人
合計	222 人	217 人

(4) 部門別職員数

区分 部門		職員数		差引
		令和4年度	令和5年度	
一般行政	議会	3	3	
	総務	41	49	8
	税務	15	14	△1
	労政	1	1	
	農水	8	8	
	商工	6	7	1
	土木	13	15	2
	民生	39	45	6
	衛生	22	21	△1
	計	148	163	15
教育		29	27	△2
公営企業等	水道事業	9	8	△1
	下水道	5	5	
	その他	16	14	△2
合計		207	217	10

2 職員の人事評価の状況

令和5年度は、全職員を対象として、目標管理・能力評価・業績評価に基づく人事評価を実施しました。
(年度当初に目標設定の面談、年度末に目標管理・能力評価・業績評価に基づく面談を実施。)

3 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳 人口	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考)前年 度人件費率
令和5年度	R6. 3. 31現在 23,414 人	千円 11,029,677	千円 591,493	千円 1,629,037	% 14.8	% 13.8

(注)人件費とは、特別職、一般職に支給される報酬、給料、諸手当、共済負担金等を含みます。

(2) 職員給与費の状況（一般会計当初予算）

区分	職員数 A	給与費				1人当たり給 与費 B/A
		給料	職員手当	期末勤勉手当	計 B	
令和6年度	人 200	千円 682,408	千円 96,291	千円 265,081	千円 1,043,780	千円 5,219

- (注) 1 職員手当には退職手当は含みません。
2 給与費は当初予算に計上された額です。
3 特別職に支給される給与、報酬は含みません。

(3) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（令和6年4月1日）

区分	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
一般行政職	293,403円	341,358円	40歳 7月
技能労務職	277,033円	293,713円	56歳 7月

（注） 平均給与月額は、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、通勤手当等の諸手当を含んだものです。

(4) 初任給の状況

区分		大河原町	国
一般行政職	大学卒	196,200円	196,200円
	高校卒	166,600円	166,600円

(5) 一般行政職の級別職員数

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	計
主な職務内容	主事 技師	主事 技師	係長 主査	課長補佐 主幹	課長 副参事	課長 参事	課長	
職員数	38人	7人	27人	33人	2人	14人	3人	124人
構成比	30.7%	5.6%	21.8%	26.6%	1.6%	11.3%	2.4%	100%

(6) 期末手当及び勤勉手当の状況

大河原町			国		
(令和5年度支給割合)			(令和5年度支給割合)		
期末手当	勤勉手当		期末手当	勤勉手当	
計	2.45月分	2.05月分	計	2.45月分	2.05月分
(加算措置の状況)			(加算措置の状況)		
職制上の段階、職務の級による加算措置：有			職制上の段階、職務の級による加算措置：有		

(7) 退職手当の状況

退職手当については、県内の市町村等で組織する宮城県市町村職員退職手当組合の退職手当条例（支給率等は国と同じです。）に基づき支給されます。

(8) 時間外勤務手当の状況

令和5年度	支給総額	54,656千円
	職員1人当たり支給年額	252千円
令和4年度	支給総額	73,248千円
	職員1人当たり支給年額	388千円

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の主な勤務時間（一般職の標準的なもの）

1週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
38時間45分	午前8時30分	午後5時15分	午後0時から午後1時まで

(2) 年次有給休暇の取得状況

区分	総付与時間	総使用時間	対象職員数	平均取得時間	取得率
全職員	61,899時間	19,349時間	208人	93.03時間	31.3%

(3) 休暇の種類（令和6年4月1日現在）

区分	休暇日数等	
有給休暇	年次休暇	1暦年ごとに20日以内とし、翌年に限り20日を超えない範囲内で残日数を繰越すことができる休暇
	病気休暇	傷病又は疾病の療養のための休暇 必要と認められる期間
	特別休暇	公民権行使休暇 必要と認められる期間
		証人等としての出頭休暇 必要と認められる期間
		骨髄ドナー休暇 必要と認められる期間
		ボランティア休暇 5日以内
		結婚休暇 連続する7日以内
		不妊治療休暇 5日（体外受精の場合10日）以内
		つわり休暇 10日以内
		妊娠中の通勤混雑緩和休暇 1日1時間又は1日2回それぞれ30分
		母子健康法による健診休暇 必要と認められる期間
		妊娠12週未満の流産による休暇 10日以内
		産前休暇 8週間（多胎の場合14週間）以内
		産後休暇 8週間
		保育休暇（生後満1年未満） 1日1時間又は1日2回それぞれ30分以内
		生理休暇 2日以内
		妻の出産休暇 出産予定日の14日前から出産日以後14日までの間において、2日以内
		育児参加休暇 出産予定日の8週間前（多胎の場合14週前）から出産日以後1年を経過する日までの間において、5日以内
		子の看護等休暇 1年に5日（対象の子が2人以上いる場合は10日）
		短期介護休暇 1年に5日（要介護者が2人以上いる場合は10日）
		忌引休暇 死亡者の区分により1～10日
		追悼行事休暇 1日以内
		夏季休暇（7月から9月の間） 5日以内

		災害等による被災休暇	7日以内
		災害等による通勤困難休暇	必要と認められる期間
		結核性疾患による勤務短縮休暇	必要と認められる期間
		通信教育面接授業出席休暇	必要と認められる期間
		資格試験休暇	必要と認められる期間
		表彰式出席休暇	必要と認められる期間
		運動競技会参加休暇	必要と認められる期間
		職務による海外視察休暇	必要と認められる期間
無給休暇	介護休暇	父母、子、配偶者等が日常生活を営むのに支障がある場合、その者を介護するための休暇	一の継続する状態ごとに6月を超えない範囲内で指定する期間

5 職員の休業に関する状況

育児休業

育児休業及び部分休業は、子を養育する職員の継続的な勤務を推進し、職員の福祉を増進するため、子が3歳に達する日まで取得することができます。

令和5年度に新たに取得した職員	育児休業	部分休業
男性職員	3人	0人
女性職員	1人	1人
合計	4人	1人

6 職員の分限及び懲戒処分状況

(1) 分限処分者数 該当なし

事由	根拠条項	免職	休職	降任	降給	計
勤務実績がよくない場合	法第28条第1項第1号					0
心身の故障のため	法第28条第1項第2号 法第28条第2項第1号					0
職に必要な適格性を欠く場合	法第28条第1項第3号					0
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	法第28条第1項第4号					0
刑事事件に関し起訴された場合	法第28条第1項第2号					0
条例に定めた事由による場合	法第27条第2項					0
合計		0	0	0	0	0

(法＝地方公務員法、以下同じ。)

(2) 懲戒処分者数 該当なし

事由	根拠条項	免職	停職	減給	戒告	計
法令に違反した場合	法第29条第1項第1号					0
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	法第29条第1項第2号					0
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	法第29条第1項第3号					0
合計		0	0	0	0	0

7 職員の退職管理の状況

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行（平成28年4月1日）により、再就職者による働きかけの規制等が導入され、本町においても、再就職情報の届出や公表等を定めた大河原町職員の退職管理に関する規則を制定し、退職管理の適正を確保する取組を行っています。

8 職員の服務の状況

(1) 服務制度の概要

地方公務員法第30条では、服務の根本基準として「すべての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない」とされており、下記の義務や制限が定められています。また、公務員の綱紀の保持については、常日頃から職員に対して、注意を喚起し、その徹底を図っているところです。

服務の具体的内容	法の規定
服務の宣誓	法第31条
法令及び上司の命令に従う義務	法第32条
信用失墜行為の禁止	法第33条
秘密を守る義務	法第34条
職務に専念する義務	法第35条
政治的行為の制限	法第36条
争議行為等の禁止	法第37条
営利企業等の従事制限	法第38条

ただし、研修を受ける場合や定期健康診断を受診する場合のほか、町長が定める場合に職務に専念する義務が免除されることがあります。

(2) 営利企業等従事許可申請の状況

区分	申請件数	許可件数
会社の役員等の地位を兼ねる場合	0	0
自ら営利を目的とする私企業を営む場合	0	0
報酬を得て事業又は事務に従事する場合	0	0
合計	0	0

9 職員の研修状況

(1) 職員研修の実施状況（令和5年度）

区分	研修名	受講者数
階層別研修	新規採用職員研修（宮城県町村会）	13人
	新規採用職員研修	13人
	一般職員研修Ⅰ	10人
	一般職員研修Ⅱ	5人
	監督者研修Ⅰ	4人
	監督者研修Ⅱ	6人

	管理者研修Ⅰ	2人
	管理者研修Ⅱ	1人
	管理者研修Ⅲ	5人
専門研修		32人

(2) 職員の勤務成績の評定

任命権者は、公務能率を増進させることを目的に、職員の執務について定期的に勤務成績の評定を行い、その評価の結果に応じた措置を講じなければならないとされています。

各任命権者においては、職員個々の適正、能力、経験などを把握し、それに基づいた適材適所の人事配置や昇任を行うことにより、職員の意欲を引き出し、資質向上を図っています。

10 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 健康診断の状況(令和5年度)

区分	受検者数
定期健康診断	122人
人間ドック	84人
子宮がん検診	58人
乳がん検診	34人
胃がん検診	3人
大腸がん検診	5人
前立腺がん検診	21人
脳ドック検診	7人

(2) 共済制度

共済制度とは、職員の掛金と使用者である地方公共団体等の負担金を財源として、職員の生活の安定と福祉の向上を図るもので、宮城県市町村職員共済組合及び公立学校共済組合において各種給付事業や福祉事業を行っています。

(3) 公務災害の発生状況

① 通勤災害の認定状況(令和5年度)

0件

② 公務災害の認定状況(令和5年度)

0件

(4) 宮城県人事委員会より報告を受けた公平委員会の業務の状況

① 勤務条件に関する措置の要求の状況(令和5年度)

該当なし

② 不利益処分に関する不服申立の状況(令和5年度)

該当なし